令和４年３月２３日

保護者のみなさま

松原市教育委員会

松原市立松原北小学校

校長　　藤田　敦子

「まん延防止等重点措置」実施期間の解除後の学校教育活動について（お知らせ）

平素より本市及び本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

令和４年３月１８日（金）に開催された大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の決定に基づき、「まん延防止等重点措置」実施期間の解除決定をふまえ、大阪府教育委員会より要請がありました。

本市におきましては、今後も感染防止策を徹底しながら、下記のとおり教育活動を継続してまいります。保護者のみなさまのご理解とご協力を引き続きよろしくお願い申し上げます。

なお、今後、新たな情報や知見が得られた場合には、随時見直しを行うことがありますので、ご了承ください。

記

１．授業について

・分散登校・短縮授業は行わず、通常の形態で教育活動を実施します。

・活動内容に応じた感染対策を講じます。

２．学校行事について

　　　・来場者（保護者等）も含めて感染対策を徹底した上で実施します。

３．部活動について

・感染対策を徹底しながら実施します。

・感染リスクの高い活動は制限するとともに、部活動前後での生徒どうしによる飲食を控える、更

衣時に身体的距離を確保するよう指導します。

**保護者のみなさまへのお願い**

お子さまや同居家族に発熱等風邪症状がある場合や、新型コロナウイルス感染症の検査（PCR検査もしくは抗原検査）を受けることになった場合、濃厚接触者に判定された場合等には、必ず学校へご連絡いただき、登校を控えて休養させるようお願いいたします。教職員についても同様の対応を行います。

また、放課後等の活動の場面において、マスクをはずしての飲食や会話により感染や濃厚接触などが確認されております。お子さまの状況に応じて、マスクの着用など感染対策についてご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。　ご不安な点がございましたら、遠慮なくお問合せください。